

令和6年度第7回農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|-------------|---------------------|--|----------|------|--------|-----|
| 開会月日 | 令和6年10月25日(金) | 開議の時刻 | 午前10時19分 | | | |
| 場 所 | 市総合会館3階 303会議室 | 閉議の時刻 | 午前11時25分 | | | |
| 議 長 | 東松山市農業委員会 会長 久保田 節子 | | | | | |
| 委員の出席状況 | | | | | | |
| 農業委員 | 席次番号 | 氏 名 | 摘 要 | 席次番号 | 氏 名 | 摘 要 |
| | 1 | 荒川 光明 | 出 席 | 7 | 鹿田 明 | 出 席 |
| | 2 | 須長 則明 | 〃 | 8 | 島田 安三 | 〃 |
| | 3 | 高橋 満康 | 〃 | 9 | 関根 文男 | 〃 |
| | 4 | 山下 正行 | 〃 | 10 | 松本 禮子 | 〃 |
| | 5 | 杉浦 勉 | 〃 | 11 | 久保田 節子 | 〃 |
| | 6 | 藤野 香織 | 〃 | | | |
| 農地利用最適化推進委員 | 担当地区 | 氏 名 | 摘 要 | 担当地区 | 氏 名 | 摘 要 |
| | 松 山 | 加藤 周二 | 出 席 | 高 坂 | 加島 隆久 | 出 席 |
| | | 武川 美江 | 〃 | | 栗原 啓一 | 〃 |
| | 大 岡 | 神庭 善夫 | 〃 | | 高橋 仟治 | 〃 |
| | | 小山 貞雄 | 〃 | 野 本 | 今井 淳一 | 〃 |
| | | 中島 勇 | 〃 | | 大塚 春夫 | 〃 |
| | 小澤 謙一 | 〃 | 奥泉 隆 | | 〃 | |
| | 唐 子 | 戸井田 貞義 | 〃 | | 小峰 進 | 〃 |
| | | 長谷部 高治 | 〃 | | | |
| | 議題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 | | | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | | | | | |
| 傍聴者数 | (会議を公開した場合) 0人 | | | | | |
| 非公開の理由 | (会議を非公開にした場合) | | | | | |
| 議 事 参 与 者 | | | | | | |
| 事務局 | 氏 名 | 摘 要 | | | | |
| 事務局長 | 横田 信行 | 出 席 | | | | |
| 副主幹 | 荒能 豊 | 〃 | | | | |
| 主 任 | 福島 誠 | 〃 | | | | |

| 議 案 | 議 事 顛 末 | |
|---|------------------|--|
| 議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件 | 1 開 会 | 会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。 |
| | 2 議事録署名委員の選任について | 議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 杉浦 勉 委員 6 番 藤野 香織 委員 |
| | 3 議 事 | <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 須長委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字東平に所在する申請人（受人）としての農地所有適格法人より、大字下青鳥在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業後継者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、受人の農地所有適格法人の要件について、提出されている報告書により、要件を満たしている旨の補足説明がなされた。</p> <p>島田委員より、定例報告が 1 2 月なので、今回の申請より時間がたっている。農地所有適格法人による農地法 3 条に基づく農地の所有権移転の申請の際には、定例の報告書とは別に要件の確認した旨の資料を総会資料に追加すべきでは、との意見が出された。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 松山地区・須長委員より、2 番の申請について、大字野田在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）外 6 名が、大字野田地内に所有する農地（田 4 筆：畑 3 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農地を相続した相続人が耕作できないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されてい</p> |

る。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

大岡地区・高橋委員より、3 番の申請について、東京都小平市在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は経営店舗（喫茶店）で料理に使用する野菜を作るため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。

事務局より、受人の住所は都内であるが、大谷地内の喫茶店の経営者であり、年間 250 日以上喫茶店に勤務しており、経営者のため接客や調理等はしないので耕作に従事することは可能である旨の補足説明がなされた。

島田委員より、下限面積の撤廃によりこのような農業経験が不足していると思われる受人による申請が増加した。今回の申請地は 1000 m²を超えており、経験不足の人がいきなり耕作をするには大きい面積。いきなり全面積を耕作するのは難しいだろうから、営農計画や機械の準備状況などを書面で確認し、少しずつでも耕作面積を広げられるようにフォローしていく必要があるのではないか、との意見がなされた。

戸井田委員より、都内に在住だが、喫茶店は都内にあるのか、との質問がなされた。

事務局より、申請地は受人が経営している喫茶店に近接した場所にあり、受人の実家は市内にあり、喫茶店はもともと受人の母親が経営していた旨の説明がなされた。

杉浦委員より、申請地は以前イベントの駐車場として一時転用していた過去がある。申請地を購入して臨時の駐車場にされてしまうことはないのか、との質問がなされた。

事務局より、本申請地の隣接地が山林で、同時に購入する予定で、山林部分を駐車場として使用する予定であるが、農地を駐車場に使用されないように受人には事務局から伝える旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字下唐子在住の申請人（受人）より、東京都足立区在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、資材置場の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字石橋地内に所有する農地（畑 3 筆）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、3 番の申請について、大字新郷に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、敷地拡張（物流センター）するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、敷地拡張（物流センター）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

| | |
|--|---|
| <p>案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> | <p>4 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、大字毛塚に所在する申請人（受人）としての法人より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 3 筆）を、資材置場・駐車場進入路に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場・駐車場進入路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>5 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、石碑建立のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、石碑建立の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>6 番の申請について</p> <p>野本地区・関根委員より、6 番の申請について、和光市在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> |
|--|---|

議案第 4 号
農用地利用集積等促進計画
(案) の件

議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。

内容審議の結果、48 筆の利用権設定を承認した。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について

鹿田委員と杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。

議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。

戸井田委員より、議案 3 号と 4 号で唐子地区の農地が 1 筆増えている。再配分によるものと思われるが、再配分とは何か説明してほしい。

農政課より 3 号の面積は地権者から中間管理機構に貸しつけた面積で、4 号の面積は中間管理機構から耕作者へ貸し付けた面積。差については、現在中間管理機構が農地を貸し付け中の農地について、耕作者が変更されるため、4 号のみに記載がある農地がある、との説明がなされた。

島田委員より、議案第 4 号の計画案の中に見たことがない名称の法人があるが、これはリース方式による貸借を受ける法人なのか、との質問がなされた。

農政課より、そのとおりである旨の回答がなされた。

事務局より、この法人は解除条件付貸借にかかる法人一覧には記載されていないが、今回承認されれば、今後一覧に追加される予定である旨の説明がなされた。

久保田会長より、資料の見方について、左の欄に設定等を受ける者、中ほどに設定等を受けている者とあり、受ける者と受けている者が同じ土地がある。これはどのような意味か、との質問がなされた。

農政課より、左の欄が今回設定を受ける者、中ほどの欄は現在設定を受けている者で、中ほどの欄が空欄の場合は新規、左と中ほどの欄が同じ人の場合は更新の設定である。ただし、現在中間管理機構で借りているが、以前別の制度、東松山市農業公社が行っていた円滑化事業から中間管理機構に一括承継された土地について、初めての更新の時は左の設定等を受ける者の欄には記載があるが、中ほどの設定等を受けている者の欄は空欄となる旨の説明がなされた。

| | |
|---|--|
| <p>議案第 5 号 引き続き農業 経営を行って いる旨の証明 願承認の件</p> <p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p> | <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、比企郡嵐山町在住の申請人が、大字柏崎地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（畑 1 筆）について、農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることを承認するとした</p> <p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>事務局より、報告期限が過ぎても報告書が未提出の法人がある。対応としては、3 ヶ月ごとに催促の通知を出している旨の説明がなされた。</p> <p>鹿田委員より、未提出法人の所有する農地の現状について質問がなされた。</p> <p>事務局より、田を何筆か所有しているが、草が伸び放題で荒れている状態である旨の回答がなされた。</p> <p>会長より、早急に対応する必要がある旨事務局に意見がなされた。</p> <p>島田委員より、農地所有適格法人の制度の欠点として、既存の法人が農業に参入できず、新規に法人を設立し参入せざるをえないため、報告書未提出の法人のように新規に参入して農地を取得だけして農業をやらない、という点がある。いずれにせよ、この法人に対し、対応をしていかななくてはいけない、との意見がなされた。</p> |
|---|--|

その他

解除条件貸借にかかる報告の件
事務局から説明が行われ、2件を確認する。
島田委員より、報告の記載内容が乏しいため、報告書で確認したことも含めて資料に記載してほしい、との意見がなされた。

農業委員会総会の開催について
次回開催日 令和6年11月25日(月)
午前10時20分～
会 場 市総合会館3階 303会議室
午前11時25分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和6年度第7回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月25日

議長 久保田 節子

委員 杉浦 勉

委員 藤野 香織